

歌志内市地域福祉計画の概要

〜気遣い 心遣い 向こう二軒両隣のまぢづくり〜



本市では、平成22年度から歌志内市地域福祉計画の策定に着手し、高齢者や障がい者、児童といった対象者ごとではなく、「地域」という場所に注目し、「行政施策・サービス」と「住民の支え合い」を中心とした支援を考え、実行する地域福祉の計画を策定しました。



▲泉谷市長へ答申書が手渡されました。

地域福祉計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉などの関係団体の代表者、学識経験者、公募市民など20名で「歌志内市地域福祉計画策定委員会」を設置し、また、同委員会にアドバイザーとして北星学園大学の杉岡教授をはじめ、学生の皆さんにもご協力をいただき、これまで講演会や座談会を開催しながら、13回にわたる策定委員会を開催し、同計画について検討していただきました。

計画の位置づけ

7月19日に開催された策定委員会にて計画書がまとまり、その後内容などを精査し8月13日、同委員会の宮崎委員長から泉谷市長に79ページに及ぶ計画書が手渡されました。

地域福祉計画は、本市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

本市における、地域福祉の課題や地域福祉推進の理念などでも市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、重なり合う部分が想定されるため、市と社会福祉協議会が相互に連携し、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体の計画と

計画の目的

して策定することとしました。

市民の皆さんが、住み慣れた地域で、家族や隣近所との温かなきずなを大切にしながら、地域の一員としてのつながりを持ち、共に支え合うことにより、安心して生活を送ることが大切です。

この計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、市民の主体的な参加と、事業者、行政の協働のもとに、安心して暮らせる『福祉のまぢづくり』を実現することを目的としています。

議論された課題

福祉のまぢづくりアンケートにおいて、生活の悩み・不安に対する問いかけでは、「自分や家族の老後」の次に「除雪に関すること」があげられていました。

また、「歌志内に住み続けたいが転居せざるを得ない」と答えた方がどのような理由で転居したいかは、「買い物などに不便だから」、「医療サ

ービスがふじゅうぶんだから、「通勤通学に不便だから」が多くありました。

一方、地域をより住みやすくするために必要なことを尋ねたところ、「地域住民同士の声かけ・助け合いなどの近所づきあい」、「福祉サービスの充実」、「高齢者の見守り・訪問活動」という回答が多くありました。これらを基に、策定委員会で議論した生活課題は次のとおりです。

- (1) 除雪問題・支援
- (2) 近所づきあい
- (3) 買い物支援・移動支援
- (4) 地域活動・町内会活動への参加
- (5) サロン活動について
- (6) 安否確認・見守り
- (7) 孤独死問題への取り組み

特に孤独死問題への取り組みみでは、新聞等でも報道され問題となっていました。実際には、孤独死を完全になくすることは不可能で、孤独死になったときに、いかに早く発見してあげられるかということになります。

これまでの孤独死の例を見

ますと、一人暮らしで元気な方が、孤独死をされた場合に問題であるということ。ある程度、要介護などで、日ごろから声かけや見守りの対象になっていない方は、割合早く異変に気づくことができるのですが、日ごろから元気でいる方が、突然、家で倒れた場合は、ある意味で見守りの対象になっていませんから、見のがされると言うことが起きやすくなります。これは、高齢者だけではありません。

しかし、本市の場合は、高齢化率が約41%ですので、やはり高齢者をどのように見守っていくかと言うことが一番の課題になってきます。このことから、近所づきあ



▲見守り隊による、安否確認

いであったり、町内会活動であったり、サロン活動や安否確認・見守りが大切になって来るとはならないかということになります。

これらの話し合いを通して、策定委員会の皆さんが基本理念を作りしました。

基本理念

本市は、かつて炭鉱マチゆえの「相互扶助」が地域に当たり前のように築かれ、人情味あふれるまちでした。しかし、今は、昔ながらの長屋は消え、さらに、人口の減少に伴う高齢化の進行、住宅の空戸化などにより、全学的に助け合いの意識が薄れている現状があります。いつまでもこのまちで暮らし、住んでいて良かったと思えるまちづくりを進めるためには、行政施策の効果的な実施と共に地域を構成する住民が「協働」のもとで、地域福祉を推進していくことが重要です。

本計画では、これまでの取り組みを基礎として、今後さらに進む高齢化や人口の減少

に対応するとともに、地域福祉に関わる各種課題を踏まえ、地域住民が共に支え合いながら福祉施策への取り組みを推進し、私たち市民が安心して暮らし続けられる地域を築いていくために、また、かつての相互扶助の実現を目指し、次のように基本理念を定めました。

▼基本理念

く気遣い 心遣い 向こう三軒両隣のまちづくり



基本目標

基本理念を実現するため、次の7つの目標を掲げ、計画の推進に積極的に取り組むこととしています。

(1) 目配り・気配りのまちづくり

地域に暮らすかたが、どのような状況に置かれているのかを、お互いに目配りや

気配りをしながら、生活課題を把握して、解決しやすいような地域を目指します。

(2) 「お互いさま」と言えるまちづくり

関係づくりは、毎日、挨拶を交わすことから始まります。支える人も支えられる人も、「お互いさま・ありがとう」と言えるまちづくりを目指します。

(3) 安心・安全のまちづくり

基本理念の「気遣い 心遣い 向こう三軒両隣のまちづくり」は、高齢者の世代には理解されますが、子どもや若い世代にはあまり理解されないところがあります。その要因のひとつは、個人情報や各地で発生している子どもに対する犯罪など、いろいろな危険が潜んでいることが背景にあります。

目配り、気配りのまちづくりは、地域の人たちが、顔見知りになって初めて実現できるものです。そのため、安心して声を掛け合い、安全に地域に住むことができるまちづくりを目指します。

目配り、気配りのまちづくりは、地域の人たちが、顔見知りになって初めて実現できるものです。そのため、安心して声を掛け合い、安全に地域に住むことができるまちづくりを目指します。

(4) 地域活動の人づくり、活動づくり

地域活動を推進するために、マンパワーの確保が必要です。そのために、地域で活動する人材を育て、応援する仕組みがたいせつとなつてきます。より良い生活環境の実現と福祉に関連する人材や事業の育成により、快適な地域福祉社会を育む環境づくりを目指します。

(5) 在宅生活を支えるための各関係機関と地域住民活動の協働による地域支援の展開
自宅で生活していて援助が必要な人がたを支えるため、あらゆる関係機関と地域住民が一緒になつて支援できるような施策の展開を目指します。



(6) 住民の視点に立った多様な良質な福祉サービスの展開
市民のニーズがサービスと適切に結びつくように、利用

者の視点に立つて必要なサービスを総合的に安心して利用できる仕組みづくりを目指します。

(7) 市民の不便さをなくす

「買い物」や「除雪」、「医療」や「移動」など、お金や自分の力では解決できない問題を抱えているかたがたは、日常生活において不便さを感じながら暮らしています。これらは、目配りや気配りでもカバーできないものです。その負の部分可能な限りなくすことを目指します。

継続して話し合い

地域福祉計画は、計画書を作成することが目標ではなく、その策定に向けて市民参加の取り組みが地域福祉を考える上で重要であると言われていきます。そして、計画書が策定されたあとも継続して話し合うことが重要であるとも言われています。

このことから今後は、策定委員会の名称を変更しながら、継続して地域福祉について話し合いを続けていくこととし

ています。

なお、策定委員会の会議録と地域福祉計画の内容については、歌志内市のホームページに掲載していますのでご覧ください。



地域福祉計画の期間

地域福祉計画の期間は、平成24年度から同28年度までの5年間としています。

※基本目標に向かって取り組み施策や計画の推進への取り組みなどは、次回以降にご紹介する予定です。

▼問い合わせ 保健福祉課 (市役所2階 ☎ 4223213)

社会全体で暴力団排除!!

『歌志内市暴力団排除条例』を制定

歌志内市では、市、市民及び事業者が一体となつて暴力団の排除を推進し、地域経済の健全な発展に寄与し市民の安全で平穏な生活の確保に資する事を目的として「歌志内市暴力団排除条例」を制定しました。警察と市の緊密な連絡体制のもと、地域一帯となつて暴力団の排除に取り組みます。(10月1日施行)

■基本理念

- ・暴力団を恐れない
- ・暴力団に資金を提供しない
- ・暴力団を利用しない

■市の役割

- ・暴力団または暴力団関係事業者を入札に参加させない
- ・公共施設を暴力団活動に利用させない
- ・警察と緊密に連携して暴力団排除のための情報提供や広報啓発を行い、暴力団排除に取り組む市民の安全確保に配慮する

■市民、事業者の役割

- ・基本理念にのっとり暴力団排除活動に取り組み、暴力団との関係遮断や市の暴力団排除施策の協力に努める

・暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、市や警察等への情報提供に努める

▼暴力団に関するご相談 赤

歌警察署 (☎ 3220110)

▼条例に関する問い合わせ

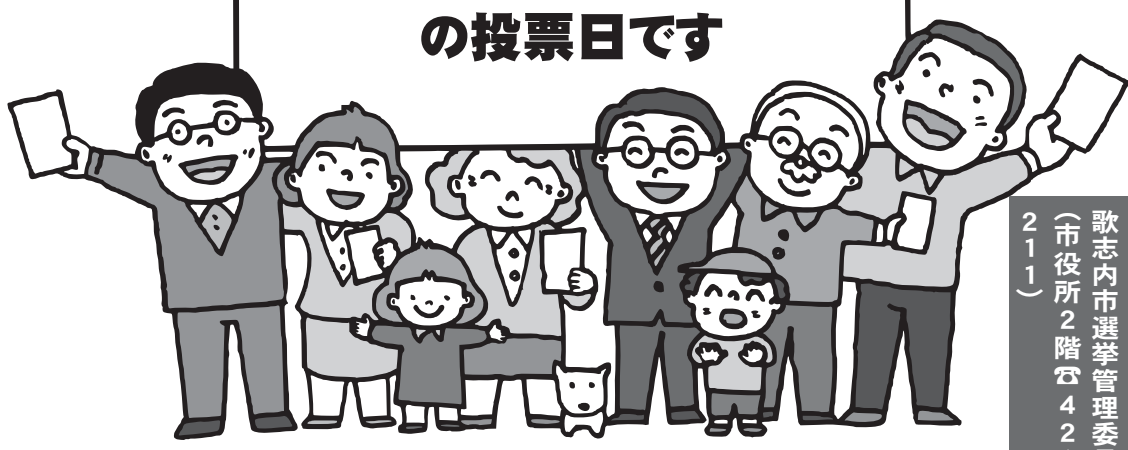
庶務企画グループ (市役所

3階 ☎ 4223212)



歌志内市長選挙及び歌志内市議会議員補欠選挙は、ともに10月14日(日)に告示され、10月21日(日)が投票日です。この選挙における主な内容についてお知らせします。

10月21日(日)は 歌志内市長選挙及び 歌志内市議会議員補欠選挙 の投票日です



問い合わせ
歌志内市選挙管理委員会
(市役所2階 423
211)

投票は7時～20時まで。開票は21時から公民館で行います。

投票できる方は

平成4年10月22日までに生まれた日本国民で、平成24年7月13日までに本市に転入、住民登録をし、引き続き投票日(期日前投票日含む)まで居住している方です。

入場券の発送は

投票所入場券は、10月15日と16日の2日間に皆さんのお宅へ郵送される予定です。予定日を過ぎても入場券が届かない場合は、市選挙事務局まで問い合わせください。

期日前投票と不在者投票

■期日前投票

投票日に都合があり投票所へ行けない方は、投票日と同じく投票することができ「期日前投票制度」をご利用ください。

①投票ができる期間等

▽期間 10月15日(月)～同日(土)まで

▽時間 8時30分～20時まで

▽場所 選挙管理委員会事務局(市役所2階)

②期日前投票に必要なもの

投票所入場券(入場券が着いている場合)。印鑑は不要。

③期日前投票ができる主な理由

- ▽仕事や学業、冠婚葬祭などがあるとき
- ▽用務や事故のため、投票区域外に旅行や滞在をするとき
- ▽出産、手術などにより歩行困難であるとき

▽本市の選挙人名簿に登録されている方で、他市町村に転出予定があるとき

※市役所入口に車椅子とインターホンを設置していますので、気軽にご利用ください。

■郵便による不在者投票

身体に重度の障がいがある方や一定の要介護状態(要介護5)にある方は、「郵便による不在者投票制度」や「代理記載制度」を利用することができます。

あらかじめ証明書等の発行が必要ですので、希望される方は早めに交付申請をしてください。

■滞在地での不在者投票

仕事などで遠くの市町村に滞在し、本市で投票できない

方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

投票用紙の請求や交付手続きなどは郵便で行うため、希望される方は早めに市選挙事務局へ問い合わせください。

■投票所と投票区域

投票区	投票所	投票区域
第1	公民館	本町第一・第二・中央・川向、東光二区・三区
第2	上歌新栄地区集会所	上歌旭町・新栄町・曙町
第3	歌神地区集会所	歌神一区・二区・三区・市街・社宅
第4	神威児童センター	神威市街・桜ヶ岡・桜沢・錦ヶ岡・神楽岡
第5	歌志内幼稚園	神威美山町、中村市街・日の出・宮下町・中央団地
第6	文珠第二町内会館	文珠第一・第二・新泉町・しらかば団地
第7	歌志内中学校	文珠第三